

第17回 官業民営化等WG 議事録（財務省ヒアリング）

1. 日時：平成16年10月28日（木）15：00～15：30
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：国有財産実地監査
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、白石委員、安念専門委員、大橋専門委員、福井専門委員
財務省
理財局 国有財産調整課長 中澤 健
（以下「中澤国有財産調整課長」という）
理財局 国有財産調整課 国有財産有効利用推進室長 木元 増蔵
（以下「木元国有財産有効利用推進室長」という）

白石委員 前のヒアリングが押してしましまして長らくお待たせいたしました。それでは、国有財産の実地監査に関するヒアリングに入らせていただきたいと思っております。2回目になりますので、前回と何が変わったかということを中心に6分程度でお話をいただいて、20分程度質疑をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

木元国有財産有効利用推進室長 国有財産の実地監査に係る1回目と2回目の回答といたしますが、考え方は変わったところはありません。私どもといたしましては、やはり国有財産の実地監査といたしますのは関係法令に照らして現地で確認し、必要があれば是正要求を行うという形で実態把握と各省庁等に対する指導というのは一体不可分な事務であろうと考えております。

また、そういった現地での実態把握を踏まえて民間に機械的、画一的に行わせるということもやはり無理があると考えているところでございます。

それから、2のところでも述べておりますが、是正要求に基づく内容というのは民間の財産権、それから経済活動といったものに重要な影響を及ぼしているところでございまして、こういった指導を行うのは公の奉仕者である公正・中立な立場にある国の職員が実施すべき問題であろうと考えております。

また、10条3項で閣議決定を経て財務大臣が是正を図るという形の条文もございしますが、こういったことを踏まえても財務大臣の指揮命令権が及ぶ国の職員が実施する必要があると考えております。

仮に実地監査を民間に開放した場合であっても、実態把握に基づく指導はやはり国の職員が自ら行うべきであると考えておまして、民間が実態把握を行った後に再度改めて現地に赴いて処理をしなければならないといった迅速な事務処理が阻

害されるようなことも起こり得るのではないかと考えております。

また、実地監査を民間開放した場合、コスト面的にも例えば弁護士等に依頼したとしても、国の職員に比べて総じて費用が高額であるというようなことから、現下の厳しい財政事情の下では到底容認できるものではないと考えております。以上のことから、監査事務を民間に開放することができないという結論でございます。

それから、2つ目のお尋ねの一部実地監査、現地の実態把握に関しての民間開放というお尋ねでございますが、これにつきましても同じように実態把握を行うというのは国の職員が行うべき事務であろうと考えており、是正要求を行う必要が生じた場合には国の職員が改めて現地に赴く。そして、関係者間の立ち会いを求めた上で処理を行うという二度手間となって、迅速な対応が処理できないということでコスト面もふくらむという問題もこれありで、民間に開放することはできないと考えているところでございます。

安念専門委員 ちょっと復習になって恐縮ですけれども、仮にこの監査の対象を不動産あるいはその上の建物とその他の定着物だけに限定するとして、対象となる不動産の筆数ですね。何筆の土地になるかというのは、大体の概数は御承知でいらっしゃいますか。

木元国有財産有効利用推進室長 今お尋ねのものは、国有財産といたしましても庁舎もあれば、それから漁港とか港湾とか国有海浜地とか、いろいろな種類があるのでございますが、いずれのものでしょうか。

安念専門委員 どんな数字でも結構です。今、そらで概数をおっしゃっていただけのようなものがあれば、こういうものが何万件とか、何十万件とかというものがばっと出てくるような数字はございますか。

なければないで結構です。多分それはとにかく膨大だとしか申し上げようがないだろうと思うんです。膨大なものを、この前いただいた資料では138人でやっていらっしゃる。できない話ですよ。悉皆調査をするなどというのはおよそできない話でしょう。

木元国有財産有効利用推進室長 私どもの方では悉皆調査をやってというよりも、ある意味でいいますと今、必要があるところ、それから国有財産の適正な管理処分を行う上で必要なときには必要なところを行い、そして臨時的に行って今の国有財産行政を行っているというふうに考えております。

安念専門委員 必要かどうかはどういう資料から判断するのですか。全部がわからなくてどうして必要なところがピックアップできますか。

中澤国有財産調整課長 基本的な管理は国有財産法5条で各省各庁の長がやることになっておりますので、基本的な管理はそちらの方でやっておりまして、それに対してこの間も申し上げました総轄大臣として総轄権を行使するという形になりますので、各省からの情報を元に重点的な監査というものをやっているというこ

とでございます。

安念専門委員 わかりました。まず第1に、各省からの情報が信頼できるかどうかの保障は当然のことながら何も無いわけです。当たり前の話で、この前の漁港もちゃんとやっていないからこそいろいろトラブルが起きているわけです。

しかし、それはいいです。いずれにせよ138人でできる仕事でないことははっきりしているのであって、138人しかいないのだからどうせ漏れがある。それは怠けていると私は言っているのではないのです。多分、最大限めいっぱい頑張っているでしょう。しかし、人間の力なのだから、わずか138人の人間で津津浦浦に数限りなくある国有財産について適正な運営をするようになってできるはずがないのだから、そこで民間の力を借りなければならないのは当然ではないか。これが第1点です。

次に、ここからが大切なところですが、今るる1回目と変わりが無いというので御説明をいただいたが、きちんとやらなければいけない、適正にやらなければいけない。だから公務員だとどうして結び付くのですか。きちんとやらなければいけない。適正にやらなければいけない。皆そのとおりです。それが国家公務員でなければならないという結論と何の関係がありますか。私どもが伺いたいのはそこです。なぜ国家公務員でなければならないのかが率直なところ何も御説明いただけないと思います。

白石委員 追加的に伺いたいのですが、今の御質問に関連して、どうして民間がやったら国の職員が二度手間をしなければいけないのですか。

安念専門委員 それも非常に不思議ですね。だって、民間の職員がやっても事実上、例えばコンピュータで情報を入力するのに一々全部もう一回国家公務員の職員でやるわけではないじゃないですか。そんなものは幾らでもあるはずですよ。何でこの場合、二度手間になるんですか。

木元国有財産有効利用推進室長 例えば、現地に行って不法的な状況を是正をさせるときに、民間の方は現地確認はできると思います。けれども、是正をするところでやはり国の職員として国有財産の適正な管理という面からは是正的な指摘をします。それは、例えば国の会計的な検査をやっている会計検査院の現地検査、それから総務省でやっています行管での政策評価に伴う現地調査と何ら変わらないのではないかと私どもは理解しております。

安念専門委員 ですから、何でそれが国家公務員という身分を持っていないとできないのかと申し上げているのです。それは知識、経験の問題であって、身分の問題ではないでしょう。

木元国有財産有効利用推進室長 そこはやはり総轄事務を行う財務大臣がその事務を、我々は公務員として財務大臣の下で働いているわけですから、その職員がやるべき事務ではないかと考えております。

安念専門委員 そのやるべきである理由を伺っているのです。やるべきだという結論を伺っているのではなくて、皆さん一生懸命やっらっしゃるのはよくわかるんです。それを悪いと言っているのではなくて、なぜそれが民間ではできないのかという理由を伺っているのです。

中澤国有財産調整課長 指導のところは国の職員がやる必要があるというのが基本的な考え方です。

白石委員 これは警察の検挙率の話に置き換えればいいと思うのですが、今、検挙率は2割で、8割の犯罪が野放しです。そうすると、例えば軽犯罪みたいなものは、路上駐車などは正式な警察官でなくてもいい。警察官はもう少し重大犯罪、凶悪犯にシフトしていく。民間を使ってたくさん検査をして不正があるものの情報を吸い上げて、そこは公務員が出ていけばいいと思うのです。なぜ一部だけに固執して、そこで公務員の力量を發揮されようとするのか。もう少し効率的な方法で全体像を見渡して、不正があるのであればそこで公の役割があるわけですね。だれが見てもこの方が効率的だと思いますし、不正をピックアップする確率というのは高いと思います。

中澤国有財産調整課長 路上駐車の場合ですと比較的わかりやすいと思うのですが、それでも、こういう公共用財産の場合ですと基本的にはそういったような手間をかければそれだけの成果が上がるというものとは性格が違うのではないかと私も思っております。

白石委員 全数の調査が138人ではできていないわけですね。

中澤国有財産調整課長 それは、管理者は別に各省各庁の長ということであるわけですから、港湾でしたら国土交通省がおりますし、漁港でしたら農水省がおりますので、そういった管理者がまず一義的には見ているわけですね。それに対して私も国有財産法で全部見えますので、いわば全体を調整的に見ているという形です。

白石委員 138人の体制で全体を調整的に見れているわけですか。

中澤国有財産調整課長 ですから、問題のある先を重点的にピックアップして見ているということでやっているわけです。

白石委員 全体像が見られないのにどうして重点的にわかるのですか。

安念専門委員 わかるわけじゃないじゃないですか。大体課長は前回も国有財産法に基づくモニターと、それから各省各庁がやっているモニターとは違うということをおっしゃったわけではないですか。つまり、各省各庁がやっているのは公物管理権の主体としての例えば農林水産大臣なり国土交通大臣がやるわけでしょう。それは河川法であるとか何とか法に基づき、公物管理権者として一種の公権力の行使としての側面から見ているわけでしょう。一方、そちらはそうではなくて財産としての側面から見るということはおっしゃったはずですよ。だって、各省各庁が見ているん

だから一次チェックみたいなものはそれでやっているんだというのはそもそも通らない理屈ではないですか。つまり、全部を見て初めてうまくいっているかどうかはわからなければならないのに、そこはいいんですというのはちょっと通らない理屈でしょう。

木元国有財産有効利用推進室長 先ほど御説明の国有財産の全体、例えば国の庁舎等は10年度から12年度にかけて悉皆的に6万何件の行政財産の使用状況実態調査を行って、より有効に使うべきものは判定をした。それが1万2,000件程度あったと思いますが、現在それを年度でいろいろと処理をしながら、8,400件のまだ処理ができていないものも残っておりますけれども、そういった形でなぜ10年度からそういう調査をやったかということ、国の財政の見直しを図るために例えば不必要とするものは処分をしていって、少しでも財政的なものに寄与しましょうという形での発端だったかと思えます。

そういうふうに時代的な必要性とか背景を踏まえて実地監査なりをやっていますので、私もうろ覚えで申し訳ないのですが、おっしゃるように日本全国約5万キロメートルか幾らかの海岸線を一気に呵成にやってというよりも、例えば漁港として何か問題のあるところを優先的に処理をしていく。それでその監査をして、それから得られたものを国有財産の適正な管理に生かしていくということで、今のところは十分足りているのではないかと思っております。

安念専門委員 それで国家公務員でなければならない理由については伺いませんでしたけれども。

木元国有財産有効利用推進室長 それで、確かに前回、弁護士先生のお話もございました。それは、やはり弁護士先生の方でもいいのですけれども、1つには我々公務員というものが目の前にいるわけですから、やはり最終的には公務員がやるべき業務として公務員としているわけですから。

安念専門委員 公務員の業務を全部なくすと言っていないのです。国有財産を総轄するのは公務員の仕事です。例えば、あなたのような方がいなければ困るに決まっているんです。そうではなくて、無数にある国有財産のほとんどは率直に言って目をつぶっておいてごく一部しかやらなくて、しかしその仕事はすべて国家公務員がやる。これは余りにも非効率ではないかと申し上げているのです。だって、監査自体は別に国家公務員でなくてもできるに決まっているではないですか。身分とは何の関係もないでしょう。

中澤国有財産調整課長 監査をして、そこで指導をしますので、それについてはやはり国の職員である必要があると思っております。

安念専門委員 それならば国の職員の判子をつけばいいのであって、指導原案までは十分民間人でやれるでしょう。だって、監査ができると今あなたはおっしゃったのだから、監査は民間人でできるでしょう。指導ができないとおっしゃったの

でしょう。

中澤国有財産調整課長　そういうことではありません。指導監督はまさに国の仕事です。

安念専門委員　指導監督はいいのです。監査というインスペクションがあるわけでしょう。

中澤国有財産調整課長　それと監査が一体であると。

安念専門委員　一体というのはどういう意味ですか。

中澤国有財産調整課長　実態把握を前提としてその場で指導をするということです。

安念専門委員　指導をするのは、例えば私が突然公務員の身分をいただいてぱっとなってできるわけではなくて、ある程度のキャリアというか、地位のある人でないとできないのでしょう。一体と言っても一人でやるわけではないでしょう。それは会計監査と同じで何人ものチームでやって一番偉い人が監査意見を書くのです。それと同じことではないですか。

では、要するに意見、指導監督、他に向かってやや命令的なことを言うのは国家公務員の仕事だと、それは結構です。だけど、監査はできるとあなたはおっしゃったじゃないですか。

中澤国有財産調整課長　効率性の問題になりますけれども、実態把握をやった後、指導をやるときにそこに指導権限を持った職員がいないと、後からまた現地に出かけて行って指導をするということになりますので、それが事務のふくそうをまねく、あるいは二度手間であるということをごちらのペーパーの方で申し上げているわけです。

白石委員　公務員の場合でも、現地に出かけて行って指導をするのは二度手間ではないですか。

中澤国有財産調整課長　公務員であれば、一度現地を確認した上でそこで指導をするということになります。

白石委員　そこに人がいなければどうするんですか。

安念専門委員　難しい案件はピックアップするとおっしゃったんでしょう。半日やそこらで片づく仕事ではないのでしょう。最後のところだけ公務員で判子を押した文書があれば、それでいいじゃないですか。しかも、指導というのは事実としての指導ならばなぜ民間人はやってはいけないのですか。

木元国有財産有効利用推進室長　実態的に現地に行ったときには、ちょっとくどいようではありますが、漁港の管理者、漁協の職員、一般の国民、関係者ですね。そういった方々を含めて協議をし、そしてそこに不法的な状況があれば直ちに是正できるものは是正してくださいという形で指示なりをするわけです。そうしますと、民間の方が、弁護士さんが行かれてそれができるかといいますと、できないと思う

んです。

安念専門委員 私は弁護士ですが、それはやります。皆さんと同じように私はやると思います。法令の根拠がわかっている、情報がわかれば、ロイヤーとしてこうしてくださいますと決まっています。

木元国有財産有効利用推進室長 それは申し訳ないのですが、現地に行ってしまう立場でやられるのでしょうか。

安念専門委員 もちろんあなた方の仕事の外注を受けた弁護士としてやるのです。アウトソーシングされれば、それはそういうものとしての身分を示す証票を持っていきます。私はこういう資格で来ました、こういう立場であなた方に御意見を申し上げる、もちろん文句があれば財務大臣なり、もっと上司の人に言ってくださいと、これだけの話です。

鈴木主査 聞いていると、何の議論をしているのかわけがわからない。要するに、民間だとお役所に対してお上は恐ろしいからここは是正しなさいというような勇気がないとでも言いたいんですか。おたくの方から注文を受けて、そしてこれを監査して、その場において指導すべきところは指導してきてくれと。しかも、監査と言っても国有財産の適正使用ということで、使用目的に照らして適正かどうかというだけのことだから、別に難しい話でも何でもありません。例えば、港湾に使うべきものをそうではないものにしていたら、これは違っていますねということだけです。

その上を見ると、現地の実態把握を踏まえて判断すべきであって、これを民間に開放して画一的、機械的に行わせることはできない。要するに、公務員だったら公務員同士だから向こうの方もうやうやしく承るだろうし、ましてや財務省だから敬意を表するだろうし、しかも敬意を表する人にはお目こぼしもあろうというのが現地の実態把握を踏まえて判断をする。民間だと情け容赦もなく悪いものは悪いと言ってしまうから困ると、こういうことでも言いたいのですか。

中澤国有財産調整課長 そういうことではございません。

鈴木主査 是正要求というものがどうしてできないのか。是正すべきかどうかというのは前の監査報告があるんだから、その監査報告どおりかどうか、もう一回どうしてチェックしなければいけないのか。それができる人を選べばよいことではないですか。

中澤国有財産調整課長 公正・中立な立場にある公務員がそういった指導を国の立場でやるべきだということです。

大橋専門委員 論点を整理すると、つまり民間に是正要求などの権限も委譲できるかどうか。委譲してもいいのかどうかという議論なのですね。

まず確認しておきたいのは、実地確認、実態調査自体は民間でもできますね。そう考えておられますね。

中澤国有財産調整課長 それは4.でそういう主張をしております。つまり、前提に立った議論をしております。それは効率性の問題で、実態把握をやった後に更に権限行使をすることは二度手間であるということをご申し上げているわけでございます。

大橋専門委員 そのお話の前提は、先ほど言った是正要求などは公務員である財務省が行わなければならないという前提に立っているわけですね。

中澤国有財産調整課長 実態把握の後の指導については公務員が行使すべきであるということでございます。

大橋専門委員 それはなぜですか。それも含めて是正要求の権限も民間に委譲するというのがなぜできないのか。

中澤国有財産調整課長 民間の方ですとほかの業務もやっておられますので、どうしてもそこで公正・中立な立場に立てない場合が出てくる可能性があるということからでございます。

鈴木主査 では、専門で引き受けましょうというのがきたらどうしますか。

中澤国有財産調整課長 専門ですと、私どもは専門義務がかかっておりましてほとんど公務員と変わらないような方ということですか。

鈴木主査 あなたから疑われないように、不動産屋ではありません、私どもはそういう監査だけをやる法人でございますというのがいて、それがやりたいと言ったらどうするのですか。

中澤国有財産調整課長 そこはさっきのコスト面の比較になりますけれども、ある程度法律に通じた方で、例えば、弁護士等に依頼した場合、国の職員に比べて総じて費用が高額であるというようなことから、厳しい財政事情の下では到底容認できるものではないと考えております。

鈴木主査 コストはあなたのところよりもはるかに安いということになったらどうしますか。ノーと言いやうがないでしょう。

中澤国有財産調整課長 ただ、前提とされている弁護士の先生とかは、かなり私ども職員に比べてコスト高になるだろうということであると考えています。

鈴木主査 勝手に決めないでください。それをOKだと言ったらです。

大橋専門委員 公務員がなぜ是正要求権というような権限を委譲できないかという理由としておっしゃっているのは、公正・中立でないかもしれない。ほかの事業をやっているからと言ったけれども、その事業を民間事業者に委譲なり委託するに当たって、それならば公正・中立性が確保されるような措置をとった上で委託すれば十分課長の御懸念はなくなるのですね。例えば守秘義務を課すとか、みなし公務員にするとか。

中澤国有財産調整課長 専門でそういったことをおやりになるということは、つまりみなし公務員となりうるということですか。

白石委員 例えば今日、国交省のヒアリングがあったのですが、道路の検査は道路の検査だけにいる人ではなくほかの業務と兼業しているんです。そうしたら、兼業をしている場合は道路の検査においても不正が行われるというようなことになってしまうわけですね。兼業をしている場合はノーと言うのであれば、公務員という公的な立場にありながら兼業をすることも許されないということですか。

中澤国有財産調整課長 道路の検査という限定的な話ですか。

白石委員 そうです。道路の検査をする上で、日ごろから道路の検査に専従しているのではなく、ほかの業務をやりながら必要があるときに道路の検査をしている。この検査は財務省の立場からすると公正・中立ではないという御認識に当たるわけですね。

中澤国有財産調整課長 そういうことではないですが、私どもの方は総轄権の行使なものですから非常に対象財産の範囲が限定しにくく、そういったものの権限行使に当たって民間がほかの業務をやっている場合には権限がぶつかる可能性が非常に高くなるということを申し上げています。

白石委員 今おっしゃっていることは総轄権ではなく、兼業かそうでないかという議論だと思います。先ほど明確に、兼業であれば公正・中立ではないというふうな御発言があったと思います。弁護士さんがほかの仕事をやっているのであればきちんとかうした国有財産の検査ができない。それはフェアではないというふうな御発言があったと思います。

中澤国有財産調整課長 私どものような業務の場合は国の行政機関を指導することになりますし、その指導される機関が管理している全部の業務について影響が及ぶということから、非常に広範囲な権限を持つことになるので、そういった意味で公正・中立な立場にある公務員が指導を国の立場でやるべきと思います。

白石委員 感覚的なお返事では、こちらが納得できる材料というのは見当たらないのですけれども。

中澤国有財産調整課長 感覚的ということではなくて実務的に説明しております。

鈴木主査 国の行政機関を指導するということは民間では絶対にできないのだとおっしゃるのだったら、なぜということをはっきり説明してもらわないと。

白石委員 なぜ兼業ならばいけないのかということもわかりません。

鈴木主査 国の行政機関の財務省から委託を受けた、しかもどういうことをやってくれということについて明確な範囲の委託を受けたもの、それがもし必要ならば守秘義務とか、いわゆるみなし公務員規定を付けても結構だという形になったものが、どうして国の行政機関に対して指導をすることができないのかをさっき私は聞いたのだけれども、何も返事をしてくれないのです。

要するに、民が官に命令をするのは失礼千万だと言うのならばそう言ってくださ

い。その方がよほどわかりやすい。

中澤国有財産調整課長　そういうことではございません。

鈴木主査　そうじゃないのでしょうか。ないのだったら、どうしてですか。

中澤国有財産調整課長　具体的ではないとおっしゃるのですが、まさに私どもが持っているのは総轄権なので、具体性がないわけです。ですから、例えば個別の河川法であるとか海岸法であるとかという割と特定が容易なのですけれども、そういったものすべてについて総轄権の行使の対象になってしまうということから、どうしても抽象的になる。そうすると範囲が限定しにくいということから、そういったものの権限行使に当たっては民間がほかの業務をやっている場合には権限がぶつかる可能性が非常に高くなるということを申し上げているわけでございます。

鈴木主査　私はさっき專業だったかどうするかということを行いました、ほかの業務をやっている、そのほかの業務とのミックスをやって、そして監査をして是正命令を出す権限というのか、そういう依頼を受けたことをよしとして、何か不正なことをやるというものに対しては幾らでも対処方法があるのではないですか。大体そんなものは契約違反もいいところだから、契約だけでは……。

安念専門委員　そんなものはファイアウォールと言って民間の企業ではどこでもやっていることなのです。それはそういう手法は幾らでもあるし、役人がやっても100%のファイアウォールはもともとあり得ない話で、それは民間であろうと役人であろうと同じことです。

鈴木主査　お役人の方は現地の実態を踏まえて、要するに融通無下に判断してまあまあ目をつぶるから、かえってお役人の方がよくないです。悪いは悪いということで画一的にやる方が正しいのです。相手は国家機関ですから、悪いは悪いということと言うのが正しいのです。

中澤国有財産調整課長　私どももそういうつもりで業務をやっておりますので、そこは是非御理解いただきたいと思えます。

鈴木主査　言っていることがほとんど理屈にもなっていないくて、是正要求をすることはできないという全くわからないことを言って、しかもその是正要求と一緒にやれないから、ダブるからというのが根拠だというのだったら、これはほとんど議論になりませんよ。こんな低い程度の議論は、私は今までも何十回とやってきたけれども初めてです。それは引き取って、これは出すという決心を固めてください。

福井さん、実地検査は民にゆだねてもいい、しかし、是正要求をするのは官でなくてはならないとあくまでもおっしゃられるのだけれども。

白石委員　民がやると兼業をするからきちんと検査ができないという御発言なのです。

福井専門委員　それだったら非常勤の公務員というのは皆、兼業している人ばかりですけれども、非常勤の公務員は不健全な検査しかできないのですか。あるいは、

不健全な公務しかできないのですか。

白石委員 それを申し上げたら、うちでやっていることは包括的なことだから他省庁とは違うという御見解です。

福井専門委員 でも、財務省は本省でも出先でも非常勤職員をいっぱい使っているじゃないですか。それはいいのですか。

中澤国有財産調整課長 検査監督業務をやっている者のことです。

福井専門委員 検査監督の部局に非常勤職員は一人もいないのですか。

安念専門委員 逆に言ってもいいです。この 138 人の中に他の職務を兼務している人はだれもいないのですか。

木元国有財産有効利用推進室長 いません。

安念専門委員 課長などだったら 2 年かそこらで、特に幹部職員はどんどん変わるわけでしょう。だから、ポテンシャルには他の部局とのコンフリクトというのは生じ得るのです。そんなものは今、現に兼職ではないと言っても大したギャランティにはなっていないわけだから。しかも、そういう利益社団ならば民間でも幾らでもできるのです。

というわけで、この場の話は国家公務員でなくてもいいということであったというふうにまとめさせていただかざるを得ません。だって、論理的な根拠は何もお示しいただけなかったのだから。

木元国有財産有効利用推進室長 そこは私どもとしてはここに書いてあるような意味合いからも公務員がすべき仕事であるという理解でいますけれども。

福井専門委員 守秘義務とかはもうさんざん繰り返した話ですが、法令上の手当てをすれば民間人でも公正・中立性なり、あるいは業務が何らかの圧力でゆがむ可能性などというのはあり得ないです。

中澤国有財産調整課長 ただ、私どもは専門義務がかかっていますので、専門義務についてはやはり国家公務員でないと。

福井専門委員 専門義務というのはどこにかかっているんですか。

中澤国有財産調整課長 他の民間との兼職を禁じられておりますので。

福井専門委員 今、公務員だって兼業はどんどん自由化する方向じゃないですか。そんなことはドグマとしてあり得ないですよ。

中澤国有財産調整課長 それは国家公務員法の方で兼職の禁止というのは今でもございますので。

福井専門委員 だけど、兼業は今、自由化されつつあるわけですから、一律禁止でないことはもう御承知でしょう。

中澤国有財産調整課長 私どものそういう実地監査に当たっては、やはりそういった利益が衝突する可能性があるということから。

福井専門委員 実地監査の場合だけはどういうふうに衝突するのですか。ほかの

公務、例えば警察権力の行使とか徴税業務とか、もっと権力的な業務よりも国有財産の実地監査業務の方が利益衝突の蓋然性が高いのでしょうか。

中澤国有財産調整課長 それは国有地が公共財産も含めてかなり数がございますので、そういったところと特に弁護士さんの場合ですと、その土地の処理等で委任を受けている方との衝突が、ほかの方が委任を受けている可能性が出てくるわけでございます。

福井専門委員 そんなことは裁判官の忌避事由とか除籍事由と全く一緒に、個別事件について利害対立構造がある人は外せばいいというだけのことで、官民と関係がないです。

鈴木主査 専念義務と言うけれども、専念義務というのは公務員個人の問題でしょう。今、議論をしているのは委託した先の法人が幾つかのビジネスをやっていたらという話と混同していませんか。そういう専念義務が公務員とイコールにならなくてはいけないというのだったら、委託した先の監査をして、しかも実地指導をする人は兼業してはならないとか、これだけに専業してくれという契約にすれば全く同じ立場になるでしょう。

そんなことを言ったら国家は財務省もあり、通産省もありで、兼業もいいところにたくさんやっていますから、民間企業でわずかな兼業をやっているのはいけないなどというのは、会社と契約はしているけれども、やる人間の属性の問題で、あなたが言っているのも公務員の属性一人のものを言っている。だから、それはパラに比べる問題ではないではないですか。

白石委員 そろそろお時間ですが。

鈴木主査 だから、この人が早くイエスと言ってくれれば何ということはないのだけれども、全然理屈にならない場合は仕方がないから私どもはそのまま出しますから。

中澤国有財産調整課長 ただ、やはり私どもは何回も申し上げますけれども、総轄権の行使としては非常に権限が強くて民間の方への影響もあるということから、やはり公正・中立な立場の国の職員がやるべきだろうということは変わりはありません。

福井専門委員 だれの目にも全く説得力のない理屈だけ繰り返されても、だれも信じません。

中澤国有財産調整課長 権限行使に関する話ですから。

福井専門委員 権限行使に関しても、現にほかの省庁でこの一連の流れでもっと民間にゆだねようというところは幾らでもあるのです。これだけが特異だということにはなりませんから、そういう唯我独尊の考え方は改めていただかないと恥ずかしいと思います。

中澤国有財産調整課長 国の機関に対する指導ということになりますので、そこ

はほかのセクションとは違うと思います。

福井専門委員 これは、国の機関に対して何か権力的、権力的なというのは、一種の政策判断に基づく指導や指示をするということではないわけですから、繰り返し御自身がおっしゃっておられるとおり、法律や会計に関する専門的な観点から違法があるか、あるいは不適正があるかということをチェックする仕事です。それについて、国に対するものだから特別だということは理屈としても実態としてもあり得ないわけで、むちゃくちゃだということをおっしゃっているのならおかしい。

鈴木主査 そういうことですから、私どもの方としてはそういう点を検討して民間開放をしてなるべく国が行う仕事の範囲を限定し、かつ民間の活力を使おうというのが我々に与えられた使命ですから、それに対してリーズナブルな反応というのか、わかるものはわかるということで一貫してやってきました。わかるものに対しては理解します。だけど、わからないものはどうしてもわかりません。

そういう意味で言うと、あなたの御説明は一つもわかりませんので、わからない以上はこれからの答申提言の中でそれをお願いしていくということしか選択肢はありませんから、上部の方に対してもよくこういう応答をしてきたということ、これは間もなく議事録で出ますから、うそいつわりなく御報告いただいて準備を整えておいていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

白石委員 長時間どうもありがとうございました。